

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

令和5年11月8日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	瀬戸市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2016092700016/">http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2016092700016/</a>

執行機関名 瀬戸市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	瀬戸市就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第25の項 瀬戸市就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童又は生徒(法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下「児童生徒」という。)若しくは就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、瀬戸市が行う援助(以下「就学援助」という。)について必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱